

社会福祉法人江寿会 介護職員等特定処遇改善に係る情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが「新しい経済政策パッケージ」において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けするためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人の取り組みにつきまして、下記の通り公表いたします。

支給対象者

社会福祉法人江寿会に在籍する常勤職員を対象とする。

支給対象者のグループ

- 【A】 経験技能のある介護職員～10 年以上経験のある介護福祉士
- 【B】 その他の介護職員
- 【C】 その他の職種

支給起算について

4 月 1 日～9 月 30 日(1期)

10 月 1 日～3 月 31 日(2 期)

1 期～2 期分の加算額合計をグループ割合で按分し支給する。

支給額について

【A】:経験技能のある介護職員(介護福祉士として 10 年以上勤務した者)

6 ヶ月額 90,000～120,000 円

【B】:その他の介護職員

6 ヶ月額 24,000～90,000 円

【C】:その他の職種

6ヶ月額 12,000～40,000円

※特定処遇改善一時金の支給額は、稼働率、対象者など支給額が変動するため確定した金額ではありません。

支給方法

「特定処遇改善加算一時金」として、10月、3月の年2回支給する。

職場環境等要件

分類	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する研修の受講支援
労働環境・ 処遇の改善	ICT活用による業務負担省力化 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等導入
その他	中途採用者に特化した人事制度の確立(短時間正規職員制度導入) 非正規職員から正規職員への転換

見える化要件

ホームページ への掲載	自社のホームページへ掲載
その他の方法 による掲示等	各事業所の案内版への掲示